

災害救助法の規定による救助又はその応援の実施に関して
必要な事項を日本赤十字社千葉県支部に委託する協定書

千葉市（以下「甲」という。）は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第16条の規定により非常災害の場合における救助又はその応援の実施に関して必要な事項を日本赤十字社千葉県支部（以下「乙」という。）に委託する協定を締結する。

（委託業務の実施）

第1条 乙は、甲が法を適用した場合又は法第15条の規定により応援をする場合であって、乙に救助又はその応援を要請した場合に前文に規定する委託業務（以下「委託業務」という。）を実施するものとする。

（委託業務の種類、範囲等）

第2条 委託業務の種類、範囲等は次のとおりとする。

1 避難所の設置への支援

甲が行う避難所の設置の支援として、次の事項を必要に応じて行うものであること。

（1）生活環境の整備

救援物資の配布や衛生管理対策を含めた生活環境の整備を行うものであること。

（2）こころのケア

災害による被災者の精神的なショックや心労に対し、健康相談等のこころのケアを応急的に行うものであること。

2 医療

（1）医療は、災害のため医療の途を失った者に対して応急的に処置するものであること。

（2）医療の範囲は、診療薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療及び施術並びに看護とする。

（3）医療の実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。ただし、甲の要請により延長することができる。

3 助産

（1）助産は、災害の発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者に対して行うものであること。

（2）助産の範囲は、分べんの介助、分べん前後の処置及び脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給とする。

（3）助産の実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。ただし、甲の要請により延長することができる。

4 死体の処理

（1）死体の処理は、災害の際死亡したものについて必要な限度内において死体に関する処理を行うものであること。

（2）死体の処理の範囲は、死体の洗浄、縫合、消毒等の処置及び検案とする。

（3）死体の処理の実施できる期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、甲の要請により延長することができる。

5 その他必要な事項

その他、甲は法第4条に規定される救助の範囲において、必要な事項を乙に委託することができる。

(救護班の編成)

第3条 委託業務のうち、医療及び助産を行うため、乙は救護班を編成するものとする。
ただし、状況によりやむを得ない場合は、その行為を乙所属の医療施設において行うことができる。

(委託業務の費用)

第4条 委託業務を実施するために必要な費用は別表の定めるところにより乙が支弁するものとする。

(補償請求)

第5条 甲は、前条により乙が支弁した費用のうち、その費用に充当すべき寄附金その他の収入を控除した額を乙の補償請求に基づきこれを負担する。

なお、補償の請求は「災害救助法第19条の規定による補償請求書（別紙様式）」の提出によって行うこと。

2 前項に規定する寄附金その他の収入とは、乙が当該災害の際、特に救助又はその応援のために使用することを指定して受けた金品をいい、国又は地方公共団体の災害設備整備に要する補助金、日本赤十字社募金及び一般義援金品は含まない。

(委託業務の範囲を越えて行った費用)

第6条 第2条各号に規定する処理の範囲を越えて行った場合の費用は、乙が負担するものとする。

(甲による救助の実施)

第7条 甲は、乙がこの協定に基づいて第2条に規定する委託業務を実施する場合であっても、災害の状況に応じ必要と認めるときは、第2条各号に掲げる事項を自ら実施することができるものとする。

(甲による援助)

第8条 乙が行う委託業務の実施にあたっては、甲はこれを援助するものとする。

(県との調整)

第9条 甲は、千葉県の連絡調整の下、乙への委託を行うものとする。

(協定の効力)

第10条 この委託は、法第2条の2第1項の規定に基づき、甲が救助実施市に指定された場合において、指定の効力が生ずる日から適用する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない委託事務の実施に関して必要な事項については、甲、乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を所持するものとする。

令和5年 3月28日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千 葉 市
千 葉 市 長 神 谷 俊 一

乙 千葉市中央区千葉港5番7号
日本赤十字社千葉県支部
支 部 長 熊 谷 俊 人

別表

協定書第4条の委託事務支弁費用区分表

費用区分	範囲及び算定基準
人件費	救護員の役務提供の対価に相当する費用（日本赤十字社の現職の有給職員を除く。）、時間外手当、深夜勤務手当及び旅費について、日本赤十字社の定めている日本赤十字社救護規則第28条の規定による費用弁償に関する規定、日本赤十字社職員給与要綱、日本赤十字社旅費規則等により計算した額によること。
救助費	1 生活環境の整備のために使用した器物の購入費又は借上料等の実費とすること。 2 こころのケアのために使用した消耗品及び消耗材料等の購入費又は借上料の実費とすること。 3 医療及び助産のために使用した薬剤、治療材料、衛生材料、医療器具破損修理等の実費とすること。 4 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置として甲が別に定める基準によること。 5 検案の処置のために使用した材料、器具破損処理等の実費とすること。 6 救護所設置のために使用した救護器材費、消耗器材費、建物等の借上料及び破損修理を含む損料の実費とすること。 7 上記のほか、法第4条に規定される救助の範囲において委託した事項の実施のために要した費用の実費とすること。
輸送費	委託事項の実施のために必要な輸送費についての当該地域における通常の実費によること。
賃金職員等雇上費	委託事項の実施のために必要な賃金職員等雇上費についての当該地域における通常の実費によること。
扶助金	委託事項の実施に従事した救護員（日本赤十字社の有給職員を除く。）が、業務上の理由により負傷し、疾病にかかり又は死亡したとき、その者又はその者の遺族に対し、日本赤十字社法第32条の規定によって支給した扶助金の額によること。
事務費	委託事項の実施のための事務処理に使用した文房具等の消耗品、通信運搬費等の実費によること。